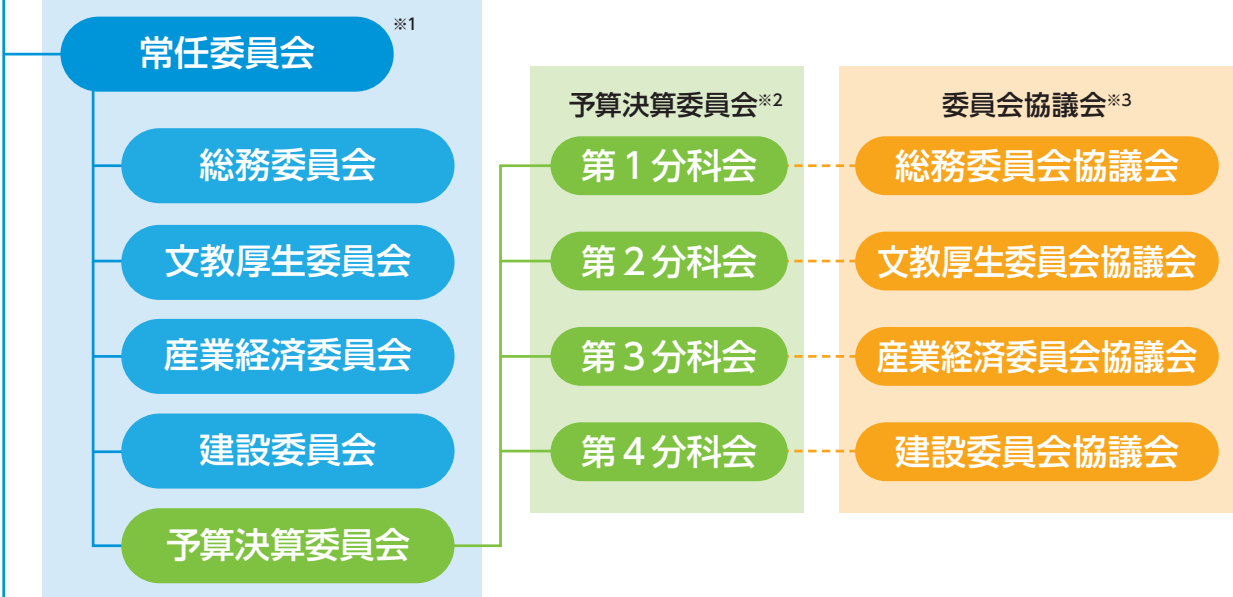


会議の種類

会議の流れ

本会議

本会議は、議員全員で構成される会議です。議案を審議したり、市や議会の意思を決定する会議です。



※1 条例で5つの常任委員会を設置しており、委員の任期は2年です。

常任委員会名	所管する事務
総務委員会	企画、財務、総務、会計等に関すること
文教厚生委員会	福祉、教育、環境衛生等に関すること
産業経済委員会	観光・商工業、農業、林業等に関すること
建設委員会	都市計画、道路、上下水道等に関すること
予算決算委員会	市の予算・決算に関すること

※2 予算決算委員会各分科会は各常任委員会の委員により構成されており、分科会ごとに研究テーマを設定しています(研究テーマについては、17ページ参照)。

※3 各協議会は、各常任委員会の委員で構成されています。市長等から市の事務事業の報告、説明を受けるために開催されます。

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るための委員会です。

特別委員会

特別委員会は、必要な場合に議会の議決で設置します。令和5年10月に議会評価特別委員会を設置し、議会評価について調査・研究しています(議会評価については20ページ参照)。

各派代表者会議

議長、副議長、所属議員が3人以上の会派の代表者で構成し、会派間の調整及び協議を行います。

議員全員協議会

全議員で構成する会議です。市長等から市政の課題等についての説明、報告を受けたり、議員間の討議を行ったりするために開催されます。

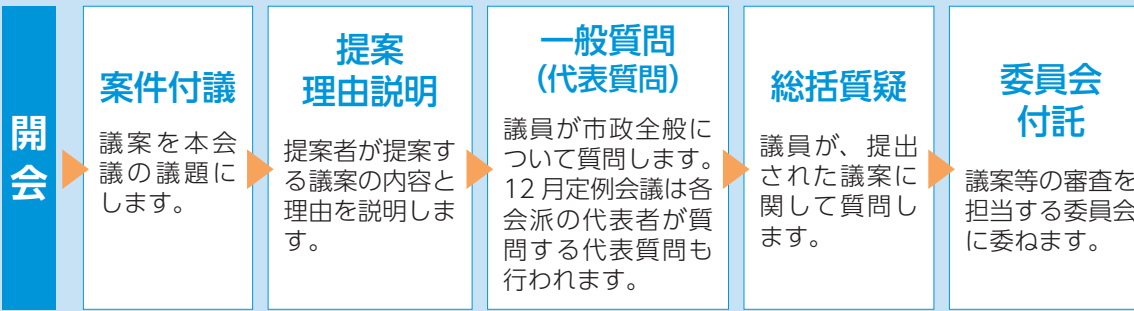
広報広聴委員会

議会広報紙の編集、市民との意見交換会等に関する協議を行います。

会津若松市議会では、条例で定例会を年1回開催することと定めており、8月から翌年の7月末までの1年間を会期とする通年議会を導入しています。また、定例的に開く会議として、6月、9月、12月、2月に定例会議を設けています。定例会議以外の期間に突発的な事態や緊急の行政課題などが発生した場合には、臨時会議を開催します。議会で決定したことを基に、市は様々な事業等を進めます。

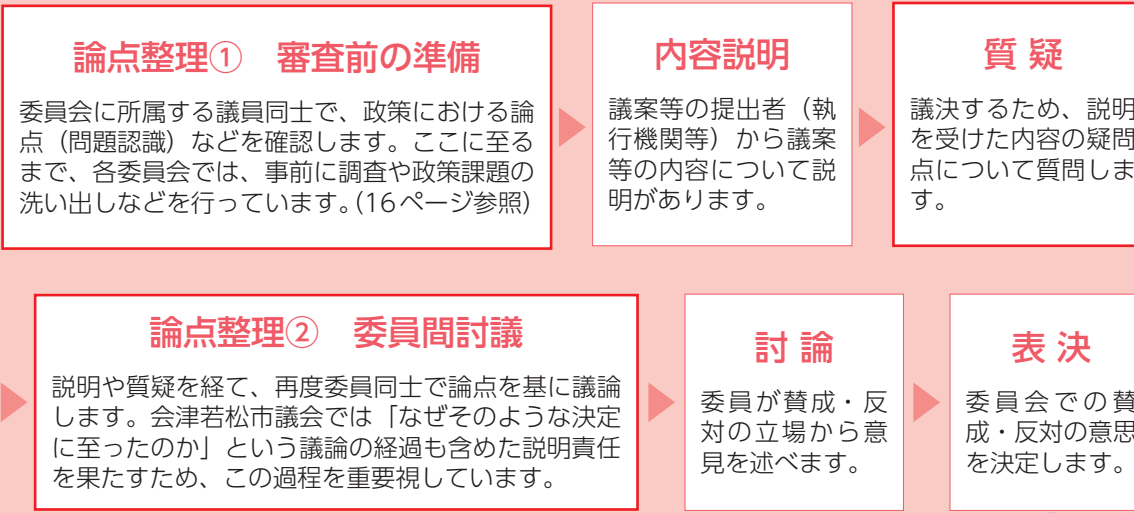
①本会議

本会議は、議員全員で構成される会議で、市議会としての意思決定(議決)はすべて本会議で行われます。

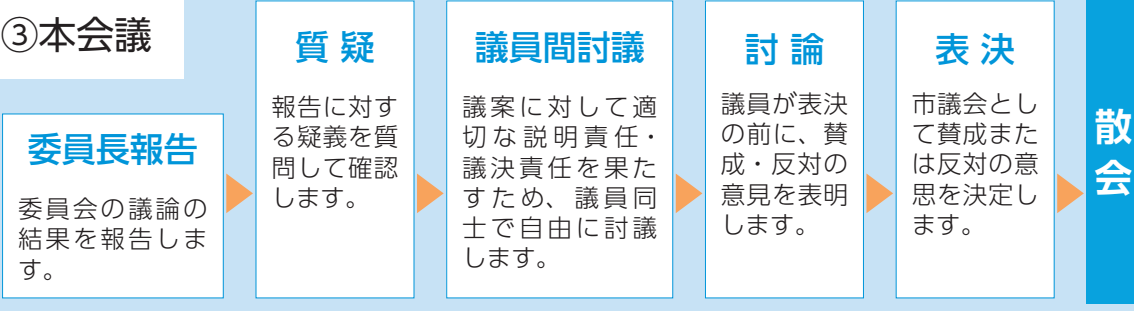


②委員会

さまざまな分野の議案や請願・陳情は委員会において専門的な視点からより詳しく審査を行います。



③本会議



定例会議・臨時会議